

令和7年度 三珠中学校「運動部・文化部 部活動の方針」

令和7年4月

I. 部活動の目的

- (1) スポーツや文化活動に親しみ、生涯にわたり豊かな生活を送る資質や能力を育てる。
- (2) 技術や体力の向上を目指し、心身共にたくましく、健康な体をつくる。
- (3) 異年齢集団での自主的・自発的な活動を通じ社会性を身につけ、人間関係形成能力を高め、民主的で自治的な活動集団をつくる。

II. 部活動の位置づけ

- (1) 部活動は生徒会活動の一部であり、授業や生徒の健康の妨げにならないようにする。また他の活動ともバランスをとる中で活動を行う。生徒数が減少する状況で計画的に設置する部の構成を図り運営する。
- (2) 部活動主任を設置し、部活動の目的が達成されるよう組織的・効果的に運営する。
- (3) 部活動は定められた活動日・活動時間の範囲内で計画的に行う。
- (4) 部活動と他の生徒会活動や学習、地域の活動が重複した場合は、教育内大会2週間前を除き他の活動を優先させる。(教育内大会とは、運動部については選手権、総体、新人戦とする。文化部においては、別に協議して決める)
- (5) 常設部及び特設部の指導には職員が当たることを基本とするが、大会等の引率に保護者が兼任できるものもあるため、確認をしながら対応していく。

III. 部活動の所属・変更

- (1) 全員入部制を原則として部員を募る。ただし、他の団体で活動していて学校の活動参加に合致しない場合、または特別な事情がある場合は入部しないことも認める。週休日等の活動に参加するかは家庭や地域の活動を優先してもよい。また、本校の部に所属しながらも、学校外の団体の所属や活動に参加することは生徒や家庭の意思を尊重する。
- (2) 部活動入部後は、3年間を見通して所属することが望ましいが、やむを得ない理由で活動を継続できない場合は、顧問・担任と相談し、部活動の変更が可能である。毎年、進級時に入部(確認)届を提出する。
- (3) 1年生については、5月1日を基準に部活動の正式入部とするが、8月末までは変更することもできる。入部の手続きについては別に「部活動入部規定」に定める。その後の転部や退部などの状況が出た場合は、担任や顧問と相談の上、方向性をさぐる。
- (4) 生徒の活動状況や家庭の意向によって水泳、剣道、新体操等の活動希望の意向がある場合、校長の許可した特設部を設置することができる。ただし、峡南地区に専門部を基本におき、それ以外の部は教員(か保護者)が引率できる場合に限る。

IV. 部活動の指導体制

- (1) 顧問教師は、必ず活動に参加し監督する。ただし顧問教師が監督できない場合は事前に他の教師に依頼する。
- (2) 特殊な事情によって監督者が確保できない場合は、体育館、グラウンド、テニスコートに1名ずつの監督者を配置する。(家庭訪問、三者懇談など)
- (3) 顧問は用具の片付け、戸締りの徹底、下校時刻を厳守させる指導を行う。

V. 活動日・活動時間

(三珠中 部活動の方針・入部規定)

(1) 活動の原則

- ①生徒の健康に留意し、学期中は週あたり2日以上以上の休養日を設ける。(平日1日、土日で1日以上以上の休養日)。
- ②週休日については、大会前を除き原則としてどちらか一日の半日の活動とし、もう一方の日は活動をしない。ただし、練習試合などの特別な場合は1日終日の活動を認める。
活動日は、月間や一定期間の計画を他部とも調整をはかり実施できるようにすること。
- ③1日の活動時間は、平日では2時間程度とする。学校の週休日等は、3時間程度とする。

活動時間の目安として、次の図のように示した時間を基本に活動をするが、様々な条件のもとに実施することもありうる。

ただし、他校との練習ゲームや講習会などの場合は別に活動要領等で周知し安全に行う。

	集合	開始	終了	解散
午前の部	8:30	8:45	11:45	12:00
午後の部	12:30	12:45	15:45	16:00
		3時間の活動		

(2) 早朝練習については、教育内大会

前2週間に限り顧問の指導のもと7:40～8:10で行うことができる。ただし、8時15分には教室に入るように活動する。

- (3) 放課後の活動については、下校時刻を遵守できるよう活動する。
- (4) 週休日、休日の部活動は事前に活動計画を提出する。練習試合、招待試合などで遠征する場合は、事前に校長の許可を受け、保護者に文書で知らせる。
- (5) 夏・冬・春の長期休業日は、10日間を上限とし3時間程度活動してよい。ただし、原則として土日の活動は行わず、家庭・地域の行事がある場合はそちらを優先させる。

VI. 活動時間の延長・活動日の拡大

- (1) 教育内大会2週間前の週休日は、両日とも活動してもよい。ただし、週休日・休日等における指導回数は年間で70日以内を厳守する。
- (2) 週休日・休日の活動が半日を超える場合及び週休日両日活動を行う場合は、学校長の許可を得る。
- (3) 特別な事情で活動時間の延長・活動日の拡大が必要な場合は、校長の許可を得て職員にも周知して実施する。

VII. 活動の休止

- (1) ~~中間テストは3日前から~~、期末テストは1週間前から、学力テストは1日前から学力充実期間として、テスト終了まで朝練も含め部活動は行わない。ただし、大会前はこの限りではない。
- (2) 学園祭の取り組みの一定期間中(期間限定)は、部活動を休止する。

VIII. 保護者会等

- (1) 年度当初保護者に対し、部活動のねらいや年間活動計画を部ごとに伝える。(文書で)保護者会などを組織する場合は、事前に校長に申し出たうえで組織を編成し、適切な時期に、保護者会を開いてもよい。
- (2) 保護者会の規定、保護者会費などは別に定めてもよい。
- (3) 部活動にかかる費用は、保護者の負担軽減を念頭に置いて、最小限に抑える。
*協会を通じての T シャツなどの販売、部ごとのウェア等の購入は、事前に校長の承諾を得るとともに、強制はしない。

IX. 外部指導者

(三珠中 部活動の方針・入部規定)

- (1) 県小中体連の規定に基づき、学校長が承認し依頼した者で、各専門部へ登録申請を行い、承認を受けた者を、外部指導者とする。

X. その他

- (1) 体育館の使用に関しては、各部で協議・調整の上、決定する。
- (2) 部活動時の服装は学校で決められた制服・ジャージで行う。ただし、ユニフォームや小中体連で購入した服、学校で認めた服練習着などがある場合は顧問が周知し、着用することができる。
- (3) 特に週休日・休日・長期休業中の活動については、健康観察をしっかり行うなど、健康や安全に留意して活動を行う。(救急医などの確認もしておく)
- ~~(4) 令和5年度に活動の制限(部員募集停止)する部は、卓球部とし、県総体終子以降は休部とする。所属する部員の状況をみて、他校との合同練習やチームについては今後協議、検討する。~~
- (5) 令和6年度以降については、部活動地域移行などの状況をみながら協議、検討する。

三珠中学校「部活動入部に係る規定」

1 入部手続き

新入生の入部について、生徒会オリエンテーション、部活動見学を経て所属希望調査を行う。原則として第一希望の部への入部を認める。

2・3年生は、進級時の4月に入部に関する確認を行う。転部の希望が出す場合は、本人と保護者の理由を提出しなければならない。

2 入部までの日程

4月始め	・生徒会オリエンテーション、入部届配布 ・希望する部活動への参加許可 ・2, 3年生は入部確認届を配布、回収する
4月中旬	・第1回入部届提出、部会の開催
4月末まで 選手権大会	・第2回入部届け提出締め切り(変更者の場合のみ) 正式入部 ・仮入部員として大会へ参加
8月末まで	・変更希望の最終確認

3 活動への参加

- ① 生徒会オリエンテーション後、仮入部として活動の参加を認める。
- ② (正式入部までの) 休日練習の参加については、顧問、本人及び保護者の判断で決める。
不参加の場合は事前に顧問へ伝えること。

4 その他

- ① 入部希望にあたっての連絡文書を保護者に配布する。
- ② 学校外の生涯学習関係団体で活動している生徒については、入部届けの際に、活動できない日をあらかじめ顧問に伝え、活動できる日に参加する。